２０２５年１２月２７日

令３－６

肢１

偽造公文書行使罪の客体は，行使の目的は不要。

要は，作成の際に，公文書偽造罪が成立させる必要かが問い。

作成の段階で偽造とならないとしても，行使の段階で，法益侵害の結果は生じている。

文書に対する社会の信頼が害される。

作成の段階で，偽造罪の成立は不要。

肢２

公務員である医師が，裁判所に提出する診断書に嘘を欠いた場合は，虚偽公文書作成罪となる。

虚偽診断書作成は，医師が私人の場合に成立する犯罪。

公務所に提出する診断書等に成立（１６０条）

肢３

外形を備えれば，公文書偽造成立。

偽造，文書の信頼。名義におよぶ。したがって，作成者と名義人が不一致である必要がある。名義人，作成権限がある甲（行為者を便宜上甲とする），作成者，作成権限がない甲。

名義の不一致。

名義人が単純に甲ではないのか。それであれば，一致する。しかし法益が保護されない。

名義，文書に表示された観念の主体，文書の性質から判断。外形上，作成権限がある甲が表示されている。したがって，名義人は，作成権限がある甲。

一方で，実際に作成した者，作成者は，作成権限がない甲。作成者と名義人不一致，偽造となる。

肢４

携帯していただけでは，行使にあたらない。確かに，運転するには免許が必要だから。

運転の段階で，免許書を行使しているのではないか。

誰も認識していない，行使罪の成立早すぎ。将来，行使する危険性の段階は，偽造の領域。偽造公文書行使に関しては，相手方に認識，もしくは認識させる状態に置くことが必要。成立しない。

肢５

補助公務員の場合，虚偽公文書作成の間接正犯成立。

権限者を道具として法益を犯せる。

なお，私人の場合，公正証書原本不実記載との関係で，虚偽公文書作成の間接正犯は成立しない。

令３－７

肢ア

不実記録罪と供用罪は，牽連犯。類型的に手段と目的と関係に立つ。

肢イ

罪数は，正犯基準，刑罰は共犯基準

実体法と手続法を想定する。

肢ウ

詐欺と窃盗は併合罪。相手方が違う。個人法益別。実際，罪状も重くしたいところ。

肢エ

牽連犯，具体的には窃盗の目的ではない。しかし，類型的に処理する。

肢オ

身代金拐取，要求は牽連犯，監禁は併合罪。点と線の関係。

行為は重ならない。

令３－８

①　性質に関わりなく業務妨害罪で保護される。a 全ての公務が業務の対象となる

②　国家法益と個人法益で罪質が違う。 c 公務は一切業務妨害罪の対象とならない。

③　威力による非権力的公務の具体例
　h 市役所の窓口業務を大声をあげて妨害した。が入る。

④　非権力的公務に対する保護が不十分。
　b 強制力を行使する権力的以外の公務に限って業務妨害罪の対象となる。

⑤　暴行による非権力的公務に対する妨害
　j　公立学校の入学試験監督員である教員を拳で殴って試験会場に入るのを阻止した

⑥　業務妨害罪と公務執行妨害罪
　g　公務に限って二重に保護する必要はない。

令３－９

肢ア

既発を利用する意思がなくても成立する。

客観的な違法性を見て，通常の故意で足りないときに，主観をたすイメージ。

甲自身が，過失で引火させている。同僚が仮眠中であり，重大な結果の危険を認識している。客観の違法性大きい。通常の故意で，現住建造物等放火罪は成立する。

肢イ

殺意はない。殺人罪成立しない。

保護責任者遺棄罪。不作為の置き去り。

死まで因果関係あるか。あれば，これなし。

あれをやれば，十中八九救われるのに，それをしなかった場合，不作為と結果との間に因果関係を肯定。本件の場合，確実であった。因果関係あり

肢ウ

保護責任者遺棄罪。身分上，引受行為をしている。身分がある。そのうえで，作為による移置。保護責任者の身分は，法令，契約，条理などで発生。

肢エ

告知義務はある。詐欺罪成立。不作為の詐欺。

作為義務が生じる，地位にあるか。継続的な契約，信義則上の義務あり。詐欺成立。

実際，犯罪を成立させないと法益保護の目的が図れない。

肢オ

死体遺棄，その場に放置しただけの場合，成立しない。仮に成立させると逃げたときにほとんど成立することになる。適法行為を期待するのは無理。

罪状としても発見されないように移動した場合，処罰されるべき。

令３－１０

見解A，B，C，Dを読んで判例の見解はAであることを確認
Aのあてはめをしていく

A　事例Ⅰ
困らせる目的で隠している。経済的利用処分する意思ない。
窃盗罪不成立・器物損壊罪が成立。

肢１が切れる。

A事例Ⅱ
一時的に自転車使用。５分，１００ｍ　。使用窃盗，窃盗罪成立しない。
権利者排除意思ない。

肢２が切れる。

Ｂ事例Ⅱ
権利者排除意思ない。使用窃盗，窃盗罪成立しない。

肢３が切れる。

Ｂ事例Ⅲ
得票数増やす目的。Ｘ市選挙委員会の投票用紙を投票所から持ち出しいる。
不正は認められない。所有者の意思として振舞っている。
成立。
Ｄ事例Ⅲ　窃盗罪成立。不法領得の意思不要とする見解，もっとも窃盗罪成立が広い点から判断。

肢４正解

Ｃ事例Ⅰ
経済的に利用処分する意思ない。窃盗罪成立しない。

解答に必要な部分を検討する。

令３－１１

没収，刑罰の証拠を保全するイメージだとわかる。また利益を残さないという目的もあると思われる。また，実務上，刑事裁判の過程で押収されたものが没収される。

肢１

没収，付加刑，主刑がないとダメ。無罪であれば保全の必要ない。

肢２

追徴は，没収できないときの換刑処分。

確かに，直接得たのは貴金属。したがって，現金は別。刑とは関連性がないとして，追徴ということにならないか。

価格。貴金属の価値が高い場合，実際に得た現金より多く徴収される恐れあり。

証拠の保全も鑑みると，現金も含めて報酬とみる。これがあれば，犯罪による利益がなくなる。

肢３

強制性交が，判例当時，親告罪であったことは確認したい。現在では，親告罪ではないが，密行性が高い。被害者の処罰を求める行動が必要と思われる。確かに，ビデオカメラは，犯行に使われたものとは違う。殺人罪の凶器などをイメージすれば，違うことはわかる。しかし，刑を重く処罰するための重大な証拠になることは明らか。計画性が高いので。

証拠の保全の必要性高い。犯罪目的達成するうえで，供用した者として没収の対象となる。

肢４

任意的没収，必要的没収とはならない。ケースバイケースで柔軟に判断する。

窃盗罪の盗品を国家が没収するよりは，被害者に返す。被告人の家族に残すなどの事情が考えられるだろう。

肢５

原則，犯人の所有に限られる，１９条２項。没収により，相手方の所有を奪うことになるから。保全の必要性もそうだが，財産権も大事。しかし，例外として，他人が情をもって取得した者は没収できる（１９条２項ただし書)。

細かいことを知っている人はいない。ただ想像するに，一切できないのは，没収の目的を図る上で，問題あることは想定できるように思われる。